

(資料 1 - 2)

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS  
[ 長野県は「SDGs未来都市」です ]

令和5年1月13日 (金)  
計画策定等に関するワーキンググループ  
長野県 資料

長野県企画振興部総合政策課



しあわせ信州

# 本県の小規模自治体の状況

## 本県の状況

○市町村数：**77**（全国**第2位**）

○行政職員数が**30名以下**の「村」が**6団体**

内訳：19市、23町、**35村**（村の数は全国**第1位**）

（「村」平均職員数：約52名）

## ポイント

- ・本県の村の場合、少ない部署数・職員数で業務に従事。職員**1名**で複数の**省庁業務**を担当
- ・職員は村単独事業や住民対応など**村のプロパー業務**だけでなく、各省庁からの照会も対応し**非常に多忙**
- ・各制度を深堀できる機会が少なく「**広く浅く**」業務に従事
- ・一つの課で所管する**計画が多く**、実務を担う職員（主事～係長級）の他、**課長級職員が対応**する事例あり

### <参考>

#### 【階級ごとの職員数及び部署数】

区分（人口）	A村	B村	C村
主事～係長級	8名	12名	22名
課長補佐級以上	6名	3名	4名
合計	14名	15名	26名
部署数（※）	4	4	4
総人口	約400人	約500人	約700人

※各部署の担当省庁（例）

総務課：総務省、内閣府、消防庁、内閣官房

住民課：総務省、法務省、厚生労働省、内閣府、環境省

産業課：国土交通省、観光庁、農林水産省、経済産業省

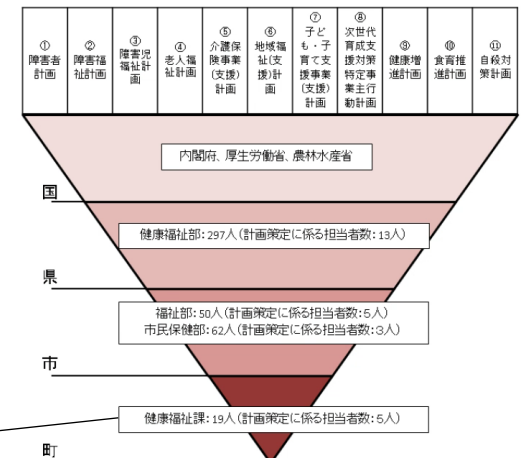
教育委員会：文部科学省

#### 【A村住民課（約4名）で所管する計画等】

- ・介護保険事業計画
- ・高齢者福祉計画
- ・子ども・子育て支援事業計画
- ・男女共同参画推進計画
- ・障害福祉計画
- ・保健福祉施設整備計画
- ・水道事業ビジョン
- ・下水道関連個別施設計画 等

#### 【第48回地方分権改革有識者会議

#### 資料1-1抜粋】



「村」の計画策定に係る担当者は**1名程度**

## 小規模自治体の実態

慢性的なリソース不足により、計画策定業務に十分な時間を割くことができない

計画に係る現状	課題
<p>○国が策定した「ひな形」「先行自治体」をほぼ踏襲している事例が存在</p> <p>○自治体の規模に関係なく、全国一律で策定が求められている計画が存在</p> <p>○（2022骨太方針等）「策定済みの計画等との統合」等、国において、負担軽減の方針が示された</p>	<p>○「財源の確保」「未策定自治体の公表を避ける」等を理由に策定 →本来の計画策定の趣旨と自治体の策定理由が乖離</p> <p>○200万人の大都市と500人の村が同じスキーム →対象者が少数等、計画策定の意義が感じにくい</p> <p>○国が類似計画の「統合」を認めても、通常業務と並行し作業を行うことになるため負担感がある →既存計画が減らない</p>

## 改善に向けて

- 既存計画の廃止も含め、原則新たな計画策定を求めないこと
  - ・計画の策定を義務付ける場合は「真に必要なもの」に限り、策定の趣旨・目的を丁寧に説明すること
  - ・事実上形式的になっている計画は「廃止」することができる旨を国が積極的に通知すること
  - ・既存計画も含め、努力（任意）計画の策定のインセンティブ（ペナルティ）を設けないこと
- 特に小規模自治体については策定を求めない特例を創設すること